

仕様書

1 目的

- (1) 昇降機装置の安全を確保し、機能の維持を図ること。
- (2) 不時の故障、不具合等が発生した場合、速やかに修理等を行うこと。

2 内容

(1) 定期点検

昇降機装置全般を点検し、必要に応じ清掃、給油、及び簡単な調整を行い、性能を維持する。

<主な修理、取替内容>

- ①電動巻上機関係（巻線、メタル、刷子、ベアリング、各シーブ・ホイール、オイルシール）
- ②ディスクブレーキ（ブレーキディスク、電磁クランパー、ベアリング、ディスクパット）
- ③パルスジェネレーター（電源装置）
- ④调速機関係（シャフト、ベアリング、プーリー、スイッチ、ピン、テンションウェート）
- ⑤受電盤、制御盤（計器類、リレー、抵抗、ヒューズ、移相器、インバーターユニット、シーケンサーユニット）
- ⑥ワイヤーロープ関係（主ワイヤーロープ、ガバナーロープ）
- ⑦かご関係（運転操作ボタン、各スイッチ類、戸開閉装置、ドアハンガー、シュー、ガイドシュー、非常止め、ロック外し装置、証明、ランディングスイッチ）
- ⑧昇降路関係（つり合いおもり、各スイッチ類、緩衝器、主レール）
- ⑨乗り場関係（戸レール、ハンガー、シュー、ドアロックスイッチ、押釦、表示灯）
- ⑩配線関係（一般配管配線、制御用ケーブル、フロアマイコン基板、ジャック）
- ⑪その他（インターホン、換気扇、保守に必要な油脂、ウエス類）

(2) 法定検査

建築基準法第 12 条に基づく定期検査を国土交通省令の定める資格を有するもの等が実施するとともに、機械装置の細部を調査し、予防保全的措置をとる。

(3) 定期整備

定期点検、法定検査の結果により、機器の性能維持に必要と判断した場合は、直ちに修理または部品の取替を行う。

(4) 故障時の対応

不時の故障により連絡を受けた場合は、技術員を派遣し適切な処置を行う。

3 機器概要

設置場所	メーカー等	台数
桑名市総合福祉会館	日本エレベーター製造製乗用 MR レス式	1 基
光精工コミュニティプラザ	東芝製乗用ロープ式	1 基
多度すこやかセンター	東芝製乗用油圧式	1 基
	三菱製寝台用 MR レス式	1 基
長島デイサービスセンター	日立製乗用 MR レス式	1 基
長島福祉健康センター	オーチス製乗用油圧式	1 基
多世代共生施設らいむの丘	フジテック製乗用 MR レス式	2 基
	フジテック製寝台用 MR レス式	1 基
ヴィレッジセンター	フジテック製乗用 MR レス式	1 基

4 回数

(1) 定期点検

月 1 回 (年 12 回)

ただし、遠隔監視及び毎日 1 回の自動点検が可能な場合は、現地点検を 3 ヶ月に 1 回とする。

(2) 法定検査

年 1 回

(3) 定期整備、故障時の対応

随時

5 専用電話回線と遠隔監視装置

(1) 遠隔監視装置・電話加入権は、受託者の所有とし、受託者にて設置すること。

(2) 遠隔監視に必要な電話料金は、受託者にて負担すること。

(3) 監視概要

エレベーターの運転状態を確認する為に監視装置を機械室に設置し、電話回線を介して監視センターにて常時遠隔監視を行うこと。

(4) 監視項目及び直接通話機能

①監視項目

ア 電源状態

イ 起動不能

ウ 閉じ込め故障

エ 運行異常

②直接通話機能

エレベーター閉じ込め故障時には、エレベーターかご内とサービスセンターとの間で直接通話することができること。

(5) 監視サービス体制

①監視センター

ア 監視センターは 24 時間体制とし、常時監視を行うこと。

イ エレベーター異常を受信した場合、技術員を派遣すること。

②技術員

技術員は異常発生に備え24時間待機すること。

(6) 異常受信時の対応

エレベーターの運転状態の異常発報を受信した場合、技術員を派遣し、適切な処置を行うこと。

(7) 遠隔監視装置の点検

技術者を派遣し、監視装置の点検を行うこと。

(8) 検査

建築基準法に基づく定期検査を行うこと。

6 一般的事項

(1) 受託者は、関係法令、条例を遵守し、委託者と緊密に連携の上、受託者の責任において業務を履行すること。

(2) 業務を行う場合は、事前に委託者に連絡の上、これを行うものとする。

(3) 業務遂行中に異常を発見したとき又は保安上危険と判断される事実を発見したときは、直ちに委託者に報告するものとする。

(4) 業務完了後は、その都度報告書を提出し、委託者の確認検査を受けるものとする。

(5) 業務に通常必要な工具、機材、雑材消耗品等は受託者が負担するものとする。ただし、仮設足場、仮設材等通常使用しない機材が特に必要な場合は、委託者と協議するものとする。

(6) 業務を遂行するために必要な光熱水費は、委託者の負担とする。

(7) 軽微な部品交換又は軽微な修理については、受託者は委託者の指示に従い、本業務の範囲内で実施するものとする。

(8) 受託者の責に帰すべき修理、調整については、受託者の責任で速やかに復旧修理するものとする。

7 特記事項

不時の故障発生の場合、受託者は委託者の連絡により速やかに技術員を派遣し、修理復旧すること。

その場合の費用については、点検及び調整等の軽微な保守により復旧できるものについては契約金額に含まれるものとし、部品の交換その他の修理工事が必要なものについては別途協議するものとする。

ただし、受託者の責に帰すべきものについては、受託者の責任において復旧修理するものとする。

8 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義を生じたときは、委託者、受託者双方で協議の上、定めるものとする。

以上